

**●手当額（月額）**

※所得制限があります（令和8年4月現在）

	支給対象児童1人	第2子以降加算
全部支給の場合	48,050円	+11,350円
一部支給の場合	48,040円～11,340円	+11,340円～+5,680円
全部停止の場合	0円	0円

（手当額は物価スライドにより改定される場合があります。）